

労働基準監督署「面談は2～3回が限度」

個人面談で退職を強要すると処罰されます

「特別転進」の応募時期(7/17～7/31)が迫り、NECでは従業員を辞めさせるために執拗な個人面談が行われています。「ここには君の仕事はない。とにかくキャリア相談室に行け」など、精神がおかしくなるほど、6回、7回と個人面談を繰り返しています。これは明らかに退職強要であり、パワハラです。労働基準法および労働安全衛生法違反、強要罪(刑法第223条)に該当します。また、退職強要を行うことはNECの就業規則の懲戒解雇に該当します。従って個人面談で退職強要を行なっている管理職は違法行為で処罰されます。

本社地区のAさん、三田労働基準監督署に訴える

本社地区のAさんは、面談でのあまりにひどい退職強要を止めさせるため三田労働基準監督署に訴えました。これは、何度も繰り返される執拗な個人面談でストレスがたまり、「うつ」発症のおそれも出てきたためです。三田労基署は「深刻な事態なので、できる限りのことをする」「早速NECに申し入れた」と回答。

労基署は「面談の回数については2～3回が限度」と話しています。つまりそれ以上は退職強要にあたるということです。この退職強要はCSR(企業の社会的責任)の観点からも重大な問題ではないでしょうか。

「NECのリストラを考えるシンポジウム」に会場いっぱいの参加

6月24日(日)に区立芝公園福祉会館で開催された「NECのリストラを考えるシンポジウム」には会場いっぱいの約80人が参加しました。参加者は、退職強要を受けている9人を含む、NECの職場や電機労働者、労働組合員、港区にお住まいの方々など多彩でした。

桜美林大学の藤田実教授の「NECと電機産業の経営状況と今後」の講演のあと、職場の退職強要の実態報告、電機労働者懇談会代表、電機・情報ユニオン委員長などによるパネルディスカッション「いかに人減らしリストラを跳ね返すか」を行いました。参加者から「NECのやることはひどすぎる」「こんなことをやっていたらNEC自身がダメになる」などの声が出ました。



NECのリストラを考えるシンポジウム

退職強要を受けている方、悩んでいる方へ 相談会のご案内

日時:7月20日(金)18:30～21:00

場所:港区立男女平等参画センター「リーブラ」4階 集会室2

JR田町駅芝浦側出口を左に線路沿い徒歩3分

「退職届」は出さないで、ぜひ参加してください。解決方法が見つかります。

NEC & 関連労働者ネットワーク 2012年7月

ELICNEC

(連絡先) 田町: 九野健三 090-9670-1150

玉川: 森 英一 090-4834-6876

府中: 益田武廣 080-3389-0028

ELICNEC URL: <http://www.elicnec.com/>

重役が辞めないのに、従業員が辞める理由はない

今年の株主総会で遠藤社長は、「約1万人の人員削減を実施する。これらの構造改革施策により年間で400億円の営業損益の改善を見込んでいる。2012年度は営業利益1000億円を確実に達成するよう努力する。今期こそは年間で4円の復配の実現に向け全力で取り組む」と語っています。2011年度も737億円の営業利益をあげていながら、株主に配当するために1万人も人減らしする。もし、1000億円の営業利益を達成しなければ、また大規模な人減らしを行うつもりでしょうか？

業績の責任は、会長、社長、役員など重役にあります。

しかし、自分たちは保身しながら従業員、派遣労働者等に犠牲を押しつけ、路頭に迷わせようとしています。

NECの従業員、関連会社の社員が会社を辞めなければならない理由はどこにもありません。

地域からわき起こる

個人面談での違法な

「退職強要をやめよ！」



今辞めても職はない

自分と家族の生活を思い、退職は思いとどまって

会社の度重なる個人面談など執拗な退職強要により、「もうNECがいやになった。辞めたい」と考えられている方もいらっしゃると思います。よく「去るも地獄、残るも地獄」といいますが、会社を去ったら本当の「地獄」が待っています。まだ、NECに残ったほうが何倍もましです。(下のBさんのケース参照)

まだ遅くはない。勇気をもって「辞めません！」を貫きましょう

会社は本気で「首」にしようとしているのですから、退職強要される側も本気で対応しなければなりません。ここは真剣勝負ですので、勇気も必要です。どんなひどいことをいわれても「辞めない」の姿勢を貫きましょう。(本人が「辞める」と言わなければ、会社は辞めさせることはできません。)

また、辞めるといったん決めた方も、考え直しましょう。まだ遅くありません。

退職したらまともな職はなかった - 外資系大手IT企業の管理職Bさん(52歳)のケース -

ELICNEC会員のCさんの友人であるBさん(52歳男性管理職。外資系大手IT機器の回路設計技術者)は、2008年、担当製品の他社への売却により異動になり、新上司から連日のように退職強要を受け、割増金をもらって退職。それから1年間、設計業務を中心の求職を50回以上おこなったが、結局どこにも採用されなかった。そこで派遣会社に登録し、やっと、地方の電機メーカーに派遣労働者として就職。(給料は1/3になり、単身赴任)しかしそこも半年で「雇い止め」に。その後、自動車部品の配送会社に派遣社員として就職。しかしそこも1年足らずで「雇い止め」に。現在、職探し中だが、前途は不透明。

退職勧奨や強要があった場合も、非正規の方の解雇や不当な配転も、ELICNECのリストラ110番(rest110ban@elicnec.com)までメール願います。真剣に対応します。

「リストラ実態掲示板」にあなたの思いを

個人面談対策、企業側の「退職強要マニュアル」も掲載。

ELICNEC: <http://www.elicnec.com/>

ひとりでも入れる労働組合

電機・情報ユニオンに相談を

中央本部(森=090-4834-6876)

関東地本(海老根=090-1212-9552)

関西地本(西野=090-9714-8780)

東京支部(米田=080-6540-7190)

神奈川支部(中村=080-5060-7728)